

静岡県教育委員会告示第21号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和4年5月13日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後																																												
<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育ソーシャル ワーカー</td> <td style="text-align: center;">幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">インクルーシブ 支援員</td> <td style="text-align: center;">特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スクールソーシャル ワーカー</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		教育職員	(略)	保育ソーシャル ワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務	インクルーシブ 支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		スクールソーシャル ワーカー	(略)	外国語指導講師	(略)	<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県市町及び学校組合の設置する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園等（以下「小学校等」という。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スクールソーシャル ワーカー</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育ソーシャル ワーカー</td> <td style="text-align: center;">幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">インクルーシブ 支援員</td> <td style="text-align: center;">特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		教育職員	(略)	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分	職務内容	(略)		スクールソーシャル ワーカー	(略)	保育ソーシャル ワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務	インクルーシブ 支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務	外国語指導講師	(略)
職員の区分	職務内容																																												
(略)																																													
教育職員	(略)																																												
保育ソーシャル ワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務																																												
インクルーシブ 支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務																																												
外国語指導講師	(略)																																												
(略)																																													
職員の区分	職務内容																																												
(略)																																													
スクールソーシャル ワーカー	(略)																																												
外国語指導講師	(略)																																												
職員の区分	職務内容																																												
(略)																																													
教育職員	(略)																																												
外国語指導講師	(略)																																												
(略)																																													
職員の区分	職務内容																																												
(略)																																													
スクールソーシャル ワーカー	(略)																																												
保育ソーシャル ワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務																																												
インクルーシブ 支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務																																												
外国語指導講師	(略)																																												

(略)

別表第1 (略)

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部に勤務する職員	教育職員	(略)
	保育ソーシャルワーカー	3,000円
	社会福祉士、精神保健福祉士等 専門的な資格を有する者	
	上記以外の者	1,500円
インクルーシブ支援員		1,000円
(略)		
小学校等に勤務する職員	(略)	
	スクールソーシャルワーカー	(略)
	保育ソーシャルワーカー	3,000円
	社会福祉士、精神保健福祉士等 専門的な資格を有する者	
	上記以外の者	1,500円
インクルーシブ支援員		1,000円
外国人児童生徒専門員		(略)
(略)		

別表第3 (略)

職員の区分	支給日
(略)	
小学校等に勤務する職員（幼稚園等初任者 研修指導員、スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー、外国人児童生徒 専門員及び外国人児童生徒相談員を除く。）	(略)

(略)

別表第1 (略)

職員の区分		報酬の基本額 (時間額)
教育部に勤務する職員	教育職員	(略)
(略)		
小学校等に勤務する職員	(略)	
	スクールソーシャルワーカー	(略)
	保育ソーシャルワーカー	3,000円
	社会福祉士、精神保健福祉士等 専門的な資格を有する者	
	上記以外の者	1,500円
	インクルーシブ支援員	
外国人児童生徒専門員		(略)
(略)		

別表第3 (略)

職員の区分	支給日
(略)	
小学校等に勤務する職員（幼稚園等初任者 研修指導員、スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー、 <u>保育ソーシャルワーカー</u> 、 インクルーシブ支援員、外国人児童生徒専門員 及び外国人児童生徒相談員を除く。）	(略)

スクールカウンセラー（特別支援学校に勤務する者を除く。） スクールソーシャルワーカー 幼稚園等初任者研修指導員 外国人児童生徒専門員 外国人児童生徒相談員	(略)	スクールカウンセラー（特別支援学校に勤務する者を除く。） スクールソーシャルワーカー <u>保育ソーシャルワーカー</u> <u>インクルーシブ支援員</u> 幼稚園等初任者研修指導員 外国人児童生徒専門員 外国人児童生徒相談員	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月26日から適用する。